

令和8年第2回企画経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和8年6月23日（火）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
 - （1）議案第17号 白井市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - （2）議案第18号 白井市道路線の認定及び廃止について
 - （3）議案第19号 令和8年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について
 - （4）閉会中の継続調査について
4. 出席委員 広 沢 修 司 委 員 長・荒 井 靖 行 副 委 員 長
 岩 田 典 之 委 員・石 井 恵 子 委 員
 石 原 淑 行 委 員・根 本 敦 子 委 員
 伊 藤 仁 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者

市 長	笠 井 喜久雄
市民環境経済部長	今 井 美由紀
都市建設部長	鈴 木 和 宏
市民活動支援課長	元 田 和 寿
産業振興課長	岩 立 裕 子
環 境 課 長	鈴 木 陽 介
都市計画課長	武 藤 雅 典
道 路 課 長	小 島 健太郎
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局

事 務 局 長	池 内 一 成
係 長	會 卓 也
主 事	生 田 歩

委 員 長 の 挨拶

○池内一成議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、広沢委員長より御挨拶をお願いいたします。

○広沢修司委員長 おはようございます。本日は当常任委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。議案は3件ということです。慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

○池内一成議会事務局長 ありがとうございます。

市 長 の 挨拶

○池内一成議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の企画経済常任委員会では、議案第17号、議案第18号、及び議案第19号のうち企画経済常任委員会が所掌する科目の3議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池内一成議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、広沢委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○広沢修司委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、企画経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。マスクを着用されている方は、発言に際してマイクによる音声認識に配慮の上、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

これから日程に入ります。

(1) 議案第17号 白井市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○**広沢修司委員長** 日程第1、議案第17号 白井市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

荒井副委員長。

○**荒井靖行副委員長** それでは、お尋ねをいたします。

議案の説明の中で、印西地区消防組合の火災予防条例の内容に沿って今回の条例がつけられたと聞いております。この印西地区消防組合の火災予防条例の内容と目的についてお尋ねいたします。

○**広沢修司委員長** 岩立産業振興課長。

○**岩立裕子産業振興課長** お答えします。

今回の条例改正の背景につきましては、印西地区消防組合の火災予防条例の改正が実施となって改正するものですが、それよりも前に国の改正がありましたので、その背景から御説明させていただきます。

今回の条例改正の背景につきましては、昨年、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、総務省消防庁で検討会が設置されました。その検討会の結果、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令により、林野火災の予防の実効性を高めることが必要であるとされました。そのことを受けまして、消防庁が火災予防条例（例）の一部を改正したところによるものです。

これを受けまして、白井市が構成市である印西地区消防組合において、白井市の指定森林区域における林野火災の発生を未然に防ぐため、今回、印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正し、その改正を受けて白井市の火入れ条例の改正を行うものとなったものです。

以上です。

○**広沢修司委員長** 荒井副委員長。

○**荒井靖行副委員長** ありがとうございます。それでは、今のお話から2点お尋ねいたします。まずは、白井市における指定地域とはどこを指すのでしょうか。そして、今回の印西地区の条例につきまして、罰則はどのような内容になっているのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 岩立産業振興課長。

○**岩立裕子産業振興課長** お答えいたします。

指定森林区域とは、千葉県が森林法に基づいて策定する地域森林計画の対象となる森林となっており、市内の全域に分布されております。また、罰則規定ですが、火入れ条例については罰則規定はありませんが、林野火災警報が発令された状況において火の使用を行った場合は、消防法により、火の使用制限に違反したとして、30万円以下の罰金または拘留に処されることが定められております。なお、林野火災注意報においては、火の使用中止は努力義務となっているところから、罰則規定を伴っておりません。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はありますか。

岩田委員。

○**岩田典之委員** 第14条のところで、元は「異常乾燥注意報」、これが乾燥注意報または林野火災に関する云々なんですけれども、この異常乾燥注意報と乾燥注意報の違いはどうしてこういうふうになっているんですか。

○**広沢修司委員長** 岩立産業振興課長。

○**岩立裕子産業振興課長** お答えします。

異常乾燥注意報は、実は気象庁のほうで随分前に廃止されておまして、本来であればそのときに条例改正をしなければいけなかったんですが、それがそのまま残っておりまして、今回この条例改正に合わせまして、気象庁の正式な名称、乾燥注意報という形に変更させていただいた経緯がございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございませんか。

荒井副委員長。

○**荒井靖行副委員長** それでは、今回、乾燥注意報という考え方と、もう一つ、林野火災注意報という考え方があります。それぞれの違いを教えてください。

○**広沢修司委員長** 岩立産業振興課長。

○**岩立裕子産業振興課長** 違いについてですが、こちらにつきましては、申し訳ございません、発令基準でお答えさせていただきます。

まず、林野火災注意報の発令基準になりますが、火災が発生しやすい時期である1月1日から5月31日までの期間で、前3日の合計降水量が1ミリ以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリ以下、また、前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、乾燥注意報が発表のいずれかに該当する場合に、林野火災注意報の発令がされます。

なお、林野火災警報の発令につきましては、林野火災注意報の発令基準であるものに加えて、強風注意報が発表された場合になります。

乾燥注意報につきましては、空気の乾燥によって火災が発生したり延焼したりする危険性が高まっていると予想される際に、気象庁が注意を呼びかけるために発表する気象注意報となりますので、そういうところでの違いがあります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 荒井副委員長。

○**荒井靖行副委員長** 期間の問題とか、あとは、実際に発令をする主体が変わるということとは分かりました。

それでは、今回なんですけれども、注意報が発令されることによって、その周知方法はどのような形を考えていますか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 お答えします。

周知方法につきましては、林野火災注意報の際には、印西地区消防組合のホームページや、消防車両での巡回、また、市のホームページでも周知していくこととしています。また、林野火災警報の際には、上記の周知方法に加えて、SNSや防災行政無線を活用し周知を行っていきます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 先ほどの答弁で、今回、対象地域は白井市全域というお話がありました。それでは、例えばおうちの庭でバーベキューをしたり、たき火をした場合、今の周知方法でどのように皆さんに伝わるのかが疑問なんですけれども、それについてはどのようにお考えなんですか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 お答えします。

基本的に御自宅の庭でバーベキューを行ったときにどうなのかというところも踏まえてお答えさせていただきますが、発令された場合は、市内の指定森林区域内において火の使用制限に従う義務が発生する状況になります。例えば自宅が指定森林区域内にあった場合はその対象になりますが、バーベキュー台や七輪、ガス器具など、火の粉が飛散しない形態で火を使用する製品で、それぞれの使用方法に従って使用する場合は、制限の対象とはならないところになります。イメージ的には、炎を使った土壌消毒や殺虫、花火、たき火、キャンプファイヤーなど、警報が発令したときには、こちらのほうが対象になります。

周知方法につきましては、先ほども申したとおり、ホームページ等で周知を徹底して、なるべく広く市民の方に周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

次に、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第17号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第18号 白井市道路線の認定及び廃止について

○広沢修司委員長 日程第2、議案第18号 白井市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、議案第18号 白井市道路線の認定及び廃止について伺います。

資料の3の点線で示されている廃止する路線であります。今、その周囲で工事が進んでいるような状況でありまして、千葉白井農園のトマトハウスができる場所と思っはいるんですが、現地を見ますと、そもそもそこは草木が結構生えているような、ほとんど使われていなかったように思うんですけれども、廃止する路線の今の状況を伺います。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回廃止する市道03-023号線の現在の状況ですけれども、こちらは認定道にはなっておりますが、実態としましては、草が刈ってあって、人が通れる程度のいわゆる農道のような道路となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それでは、今の状況ということで、逆に資料の2の認定路線のほうについて伺いますけれども、その路線は先ほどの廃止路線と近接して、ほぼ並行する位置関係になっていると思います。廃止路線の代替ルートとして今回認定するという理解でよろしいでしょうか。確認します。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

そのとおりとなります。

○広沢修司委員長 石原委員。

○石原淑行委員 次です。そのとおりということです。では、その認定路線については、現在既に通行可能な状態なのか、それとも、トマト農園に合わせて今後整備されるとか、工事予定等があるのか

伺います。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回、新規の認定と廃止する理由としましては、場所が、今お話にも出ているように、二重川沿いの復地先で、農地集約化等最適化事業により、千葉白井農園が農業用のハウスを建築する事業を進めておりますが、農業用ハウスを建築する敷地内に市道03-023号線がありますので、認定を廃止して、用地を払い下げて、約100メートルほど西側に代替となる市道03-034号線を新たに認定するといったものとなります。現状はまだ道路はできておりませんが、トマトハウスの事業と併せて、現道と同等程度のレベルの道路の整備の行っていただきまして、新しい道路とするところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、廃止路線のほうですけれども、まず、この道路は前から行き止まりで行けないところだったんですけれども、なぜ廃止するのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回廃止する市道03-023号線につきましては、もともといわゆる農道のような道路で、人が通れる程度の市道があり、こちらの道路の用地が、千葉白井農園が農業ハウスを建築する敷地内になりますので、今回、市道認定を廃止するといったところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、これは市道ですよね。これを廃止した後、この道路はこの後どうなるのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

認定道路を廃止した後は、用途の廃止をいたしまして、農業用ハウスを建築する隣接する土地の地主に払い下げを行う予定となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今度は新しく認定する道路のほうですけれども、ここは鎖があって入れないというか、右側のほうは私道で、この新しい認定道路を予定しているところに行こうと思うと鎖があって、市の土地なので、タケノコとかを取る場合はどうぞと書いてあるんですけど、今、この道路は、もう一回再度確認しますが、どういう状態になっているのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回新たに認定する、市道03-034号線については、現状はまだ道の形態はできていないところとなります。今後、トマトハウスを建築する事業を進めております千葉白井農園が道路の形態を造ることになっております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、民間事業者がこの道路を整備して市のほうに移管するという形になるのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回認定する道路につきましては、廃止する道路の代替の道路となりますので、委員のおっしゃるとおりで、民間事業者のほうが道路の整備を行って、その後に寄附をいただくことになります。

以上です。

○岩田典之委員 結構です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

次に、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第19号 令和8年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について

○広沢修司委員長 日程第3、議案第19号 令和8年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち企画経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答方式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

11ページをお開きください。2款1項1目一般管理費及び4款1項4目環境衛生費について、質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 一般管理費の中の20) 犯罪被害者等支援に要する経費で25万円の補正が出ています。これは犯罪被害者等の支援費となっておりますけれども、まず件数と、それから支援費の中には7つぐらい項目がいろいろあったと思うんですが、どの支援になるのか伺います。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 お答えします。

令和8年4月に1件の申請がありまして、申請内容を確認したところ、被害者が白井市民だったこと、1か月以上の加療が必要であったことなどから、重傷病見舞金・支援金として25万円を支出しましたので、支出した額と同額を補正するものになります。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。重傷病見舞金支援金で25万円の補正だということです。この被害者の方が今後裁判を起こす等々の、裁判についての支援は考えられるのでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 お答えします。

こちらの支援については、裁判が終わった後に適切にされなかったときに実施するものになりますので、裁判が、例えばあったときに関しては、市のものは最初の段階では使われません。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、4款の衛生費についてお尋ねいたします。

6) 環境学習推進事業の中にLMC北総負担金というものがありますけれども、これも最初に議案の説明はありましたが、この中身について御説明をいただきたいと思います。お願いします。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

LMC北総については、環境基本計画や都市マスタープラン、今、策定しています景観とみどりの基本計画の案において、取組の一つとして、産官学民が連携した中間支援組織の形成推進、連携を掲

げておりまして、その中で中間支援組織として北総ランドスケープマネジメントセンターを立ち上げることで、この方針に沿って具体化するものとなります。

内容としましては、印西市、白井市を中心とする北総地域において、台地、谷津、農地、斜面林、市街地、水辺などを、個別の空間としてではなく相互につながる一つのランドスケープとして一体的に捉え、その自然環境が有する機能をまちづくり、防災・減災、脱炭素、生物多様性保全、ウェルビーイング、環境教育、地域の価値の向上などに生かしていくための産官学民連携のプラットフォームとなるものです。

具体的には、両市にまたがる地域における自然の将来ビジョンを共有して、科学的根拠に基づくマップの作成や、里山の保全活動、グリーンインフラの実装などの活動メニューを作成し、行政や企業、市民団体、地権者、農業者、研究機関等をつないで、実践活動へと結びつける行動を行うことを考えております。また、その成果につきましては、評価、可視化して、地域版の環境認証制度等の仕組みの検討にもつなげることを考えております。

以上となります。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、2つお尋ねいたします。このLMC北総なんですけれども、対象とするエリアを細かく御説明いただきたいことと、法人格かどうかをお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

白井市として取り組むのは白井市域での取組となりますが、構想としては、印旛沼流域の自然環境という大きなエリアでの取組の一部として、印西市、白井市、市境も含めて一緒に取り組んでいくことを考えております。

法人格については、立ち上げの際は任意組織として立ち上げる予定でおります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 ランドスケープマネジメントに参加の予定の企業や研究機関、市民団体と説明を受けたんですけれども、具体的に企業とか研究機関、市民団体というのはどこでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

今、予定されていますのは、国立環境研究所や筑波大学、千葉大学などの研究機関、企業は、印西市に所在する株式会社などとなっています。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 市民団体は入っていないですか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

市民団体は、白井市で活動されている谷田武西の原っぱと森の会もメンバーとしては予定されています。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、続いて11ページから12ページ、6款1項1目商工総務費及び7款土木費について質疑はございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、11ページ、7款土木費のほう、2項道路橋梁費、1目道路維持費、3)道路維持修繕事業についてですけれども、7,769万5,000円の減額についてですが、国県支出金、地方債の減額によって、道路維持修繕事業については縮小になると思いますけれども、実施できなくなった道路修繕工事について伺います。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

道路維持修繕事業として予定しておりました令和8年度の舗装修繕工事につきましては、当初4路線を予定しておまして、具体の路線等につきましては、令和8年度の国の補助事業として、まず、市道00-007号線、通称風間街道の根地先の国道464号付近、それと、県道千葉ニュータウン北環状線と県道西白井停車場線を結ぶ市道00-010号線、こちらは同じく根地先の七次橋付近、それと、同じく国の補助事業なんです、令和7年度の国の補正予算で内示がありましたので、令和8年度に繰り越した工業団地内の市道00-105号線、それと、市単独事業として、工業団地から浅間神社へ通じる市道11-005号線、河原子地先の舗装修繕工事を予定していました。

今回、国の補助金に内示割れが生じたので、市道00-007号線と市道00-010号線については、令和9年度に改めて補助金の要望を行い、財源を確保した上で行うこととしたものとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、確認ですけれども、アクセス道路の完成に影響はないと考えてよろしいですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

アクセス道路につきましては、財源を振り替えて予定どおり事業を行いますので、進捗には影響ないところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 もう一つ、予算で橋梁の修繕がありました。この橋梁の修繕なんですけれども、これを2か年にわたってやると、かえって工事が大変になると思われるんですが、この辺りの橋梁の工事については1か年で今年度に終わらせてしまうという理解でよろしいですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

橋梁修繕につきましては、予定していた部分について、財源を振り替えて行うこととしておりますので、手戻り等ないように進めることとしております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に歳入について質疑を行います。

10ページをお開きください。15款2項5目土木費国庫補助金について質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 社会資本整備総合交付金、それから下のほうが橋梁維持費だと思うんですけれども、予算のほうでは国から補助金としていただけるものだろうと思って予算化したと思うんですが、内示の結果がこうなったということは何か聞いているんですか。聞いていないかも分からないけれども、どういう理由があって内示が取り消されたんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

国の内示率が100%でない理由については、国からも特に示されてはいないところとなります。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうだと思うんですけれども、市として何か考えられる理由はないでしょうか。当然これは国から補助金として交付されるだろうという見込みだったと思うんですけれども、そもそも断られる理由はないですね。確認ですけれども。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

市としてはこれだけの事業をやりたいということで国に対して要望を毎年しているところなんですけれども、今年度に限らず、例年内示は、本市に限らず他市もそうなんです、100%つかないことが多い状況となっております。

以上です。

○岩田典之委員 結構です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

次に、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 賛成全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は原案のとおり可決されました。

（４）閉会中の継続調査について

○広沢修司委員長 日程第４、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所掌事務につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、企画経済常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

閉会 午前１０時３５分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年 月 日

白井市企画経済常任委員長